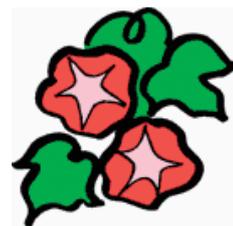


社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

いとしご増刊

きずな 絆



購読料 1

部 100円

発行人：社団法人日本自閉症協会

編集人：社団法人日本自閉症協会 奈良支部

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005 大和郡山市矢田山町 84-10

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

障害者自立支援法廃案

障害者の福祉サービスに1割の利用者負担を強いる障害者自立支援法案は、衆院解散に伴い審議未了のまま廃案になりました。障害者「自立支援」法案の廃案を受けて、日本障害者協議会（JD、勝又和夫代表）は十日、東京都

内で「『障害者自立支援法案』改善運動の中間まとめと新たな展開をめざす緊急フォーラム」を開催しました。障害者や家族、関係者約八百五十人が参加しました。

勝又和夫代表による主催者あいさつのもと、藤井克徳常務理事から10分間にわたって基調報告が行われました。1年半余にわたる経緯や「廃案」についての評価に加え、今後の展望についても言及がなされました。

このあと、佐藤久夫政策委員長ならびに石渡和実政策副委員長のコーディネートによって、シンポジウムが行われました。シンポジストは、竹田 保（北海道・ホップ障

害者地域生活支援センター）、高井博之（大阪・障害者自立支援法を考える大阪のつどい実行委員会）、水谷幸司（全国心臓病の子どもを守る会）、中村文子（日

本自閉症協会）、太田修平（JD企画委員長）の5人で、それぞれの立場から内容面の評価や運動のまとめがなされました。地方の代表として、また「谷間の障害」を代表してのやりとりということもあって、今後の運動を進めていく上で参考となる意見が多く出されました。後半のフロアからの10人余の発言と合わせて、盛り上がったシンポジウムとなりました。

JDの藤井克徳常務理事が、法案審議の経緯を報告しました。「六月中旬成立との与党・厚生労働省側の思惑が、応益（定率）負担中止と徹底審議を掲げた障害者団体の共同の運動で打ち破られた」と発言。障害種別や立場の違いを超えた障害者の運動が、世論の共感を得て、廃案となったことをのべました。

JDが改めて障害関連八団体に連携と協調をよびかけ、

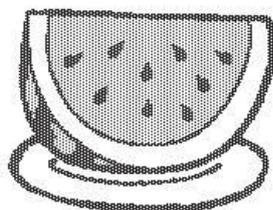
- (1)今年度計上されていない二カ月分の支援費予算と来年度予算の確保
- (2)すべての障害を包括した「総合的な障害者福祉法」の早急な制定
- (3)本格的な所得保障制度確立などの実現へ尽力する「アピール」を拍手で採択しました。

障害者自立支援法再提出！

尾辻厚労相、障害者自立支援法案は次期国会に再提出

尾辻秀久厚生労働相は10日の閣議後記者会見で、衆院解散で廃案となった障害者自立支援法案について、「障害者施策の谷間を埋めるもので、頓挫させることはできない。（次の臨時国会で）成立させるべく努力したい」と述べ、再提出する意向を示した。

同法案は障害者のサービス利用料に原則1割の自己負担を導入することが柱。尾辻厚労相は「選挙の結果はどうなるかわからないが、他の制度との整合性などを考えると、早く（法案を）通さないと、障害者施策が前に進まない」と強調した。日本経済新聞より



★奈良県発達障害者支援センター
運営検討会議第1回早期発見・
療育分科会会議要旨

H17. 6. 14

- (1)開会(2) 寺田障害福祉課長あいさつ
- (3) 出席者自己紹介(4) 議題

①発達障害者支援センターの運営について

(中課長補佐) 発達障害者支援センターの運営というところで説明(資料1〜3)

資料1: 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の実施について、厚生労働省からの運営要綱。昨年までに設置されたセンターは20ヶ所。

実施主体: 奈良県(なお、都道府県はセンターの行う事業の全部又は一部について、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設を経営する地方公共団体、民法第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人に委託することができる。) 本県では、直営ではなく施設(仔鹿園)に委託予定。利用対象者: 従来の要綱では、自閉症(知的障害を伴わない自閉症(高機能自閉症)を含む)、アスペルガー症候群、レット症候群等の特異な発達障害を有する障害児(者)及びその家族と定められていたが、これが、資料2において、発達障害者支援法は昨年12月に成立された。この

法律の第2条に、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発見するものとして政令で定めるものと法律で定められた。発達障害者支援センター: 法の第3章第14条で位置づけられている。資料3: 法律の施行について、厚生労働省と文部科学省が連名で通知された。このことから、発達障害者の支援については、福祉と教育が協働で取組んでいくことがうかがえる。

業務: (1)に相談支援、(2)に療育支援、(3)に就労支援、(4)に普及啓発及び研修の大きな柱として、この4つ。



職員の配置: センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員は常勤の者でなければならない。
①に相談支援を担当する職員が必要ということ、社会福祉士これは要綱上は人数は書かれていませんが、国の方の審査であったり、予算の積算をみますと、相談支援を担当する職員は1名。②に療育支援を担当する職員は2名。③に就労支援を担当する職員は1名。改めて、センターの職員について、国の要綱等か

ら考えると4名の配置になる。

センターの運営は4名、業務が幅広いライフサイクルにおいても幼児から大人までということ、対象が非常に広いので、全てがセンターで完結できるものではないと考える。関係機関との連携が重要になってくる。

センターの設備: 大きな建物が必要というのではなく、相談室・療育指導室、事務室、便所、その他必要な設備ということで、軽い縛りがかかっているだけ。これは、センターを附置した施設で使っているところで、使えるところはどうしてもいいということになる。

発達障害支援センターの委託先について奈良県には自閉症等を専門的に支援している施設がない。発達障害者の方には、早期発見・早期療育が二次障害を防ぐ意味でも重要であるので、療育部門でノウハウを蓄積している、また、小さい段階で発見した後のフォローが大切ということもあるので、そうした分野で実績のある仔鹿園さんに業務をお願いする。②乳幼児健診、療育教室の実態について

発達障害者の方の発見と療育が重要と法律でもうたわわわわわ。本日来ていた

いている保健センターさんに乳幼児健診の状況をお聞きしたい。発達障害の方を発見する上での実状・経過等をお話お願いします。(大和郡山市保健センター) 1歳半健診後、気になることもさんにアンケートの実施し、フォローを1回行う。(個別相談) もう一つは集団指導で、1歳半では環境面で良くなるケースもあるのですが、親にこどもへの関わり方を身に付けてもらうカンガルー教室を実施している。大和郡山市は発達支援センター「めばえ」という教室があるので、その指導員が月1回療育教室を実施している。一人6回実施。また、その結果から心理判定員(非常勤)による個別発達指導(すこやか相談)を実施。3歳児健診では未受診だった方や1歳半で何もなかったが3歳児でわかった方についても「めばえ」に繋げる。親によって、1歳半を待たずに気づく親もいれば、全く気づかない人もいます。親の気持ちを傷つけないように療育に繋げていくことが必要。また、LDやADHDは3歳児健診で見つけにくく、5歳くらいになって幼稚園や保育園で集団の中に入ってからその傾向に気づく場合があり、その際の幼稚園や保育園の先生から保健センターの方で相談ののつもらえないかとの話もある。大和郡山市は就学指導委員会において保健センターはノータッチ。幼稚園や

保育園が就学指導に入っているが、その連携は気になっている。すこやか相談は1月10回位、1回1時間半で2ケース受付けられる予算取りのため、新しいケースが出てきた時に相談ができないという問題がある。(桜井市健康増進課) 1歳6ヶ月、3歳6ヶ月健診時に心理相談員に来てもらって、必要な方に心理相談を受けてもらい、こころの教室なかよしクラブに繋がっている。1歳6ヶ月では、それが個性なのか、発達障害なのか見極めができないので、こどもの発達を親にみてもらい、1時間半10回、ほぼ1年間しっかりと進んでもらう。また、私たち保健師も健診だけではこどもの様子がわからないので、こどもの様子を観察している。その後、すこやか相談という心理相談の先生に見てもらおうように繋がっている。2歳6ヶ月健診後のフォローとしては、ぶよぶよ教室に繋がっている。課題としては、早期発見の基準が今の桜井市のものでいいのか。現在、小児科の先生が診断している。スクリーニングの基準が今のでいいのかが課題。1歳半の健診では、保護者が特別なことを望んでおられない。社協でクローバー学園という療育教室があり、そこでは、アニマルセラピーや個別相談など色々な訓練をされているが、そこにも繋がっていない。ライフステージで切れてしまうのは問題。保育所とは連

携がとれるが、就学となると途切れてしまう。就学指導委員会に入っていない。(大和高田市保健センター) 健診については、他の保健センターと同じ。未受診者の中には、発達に問題を抱えていたり、家庭環境に問題があったりという方もいる。未受診者の方については課題。事後指導については、判定の先生に来てもらったり、リハセンに行ってもらったりしているが、判定どまりで事後に繋がるところがなく、事後フォローをどうしたらいいか課題。市では、1歳半健診後、発達相談が必要な児、グレーゾーンを含めて、コアラ教室を月1回遊びを中心を実施している。しかし、専門ではないので、何ができるのか、どうしたらいいか探している状況。(五條市保健福祉センター) 五條市は他の市より対象者が少なく、知らない児はいないので、早く発見できる。乳児期は4回健診相談。1歳過ぎたらサークルに入ったりして親との接する機会が多いので、発見は早い。スクリーニングの基準も色んなところから情報を得て、綿密に作っているが、発見してもその後の療育に繋ぐのが難しい。軽度の方はリトミック教室を今年で4年実施している。専門的療育は、リハセンか、大阪へ出向いているため、親の負担が大きく、



継続が難しい。10ヶ月くらいという早い段階で発見しても、親の理解が難しい。1幼稚園9保育所ともに発達障害のこともは加配措置をしている。その調整会議は定期的にきちんと開催しているが、その際の助言者が乏しい。就学委員会に入っているが、就学して低学年の間は、教育委員会、保護者等学校との調整に時間をとられる。昨年、「勉強会」を五條に住んでいる方を中心を実施しているが、勉強したけれども次に繋がらないという問題がある。どのように南和地域で取組むか課題。支援センターの地域での活動を期待している。(中課長補佐) 今聞いているのは、健診後にフォローをされていることがうかがわれましたが、フォロー機関としての療育教室での状況をお聞かせください。(杉の子学級) 昨年から保健センターの心理の先生が入ってくれる。今年から健康福祉部から2人の先生が常勤で杉の子、一人が児童福祉課に席を置いてくれている。このことにより、児童福祉、保健センターとの連携が深まった。繋がりを作りながら一緒に療育している。(ひまわり園) 原則、支援費支給決定を受けた方がきている。1日10名利用。〇〇

名登録。2〜4歳児15名。6名。5、6歳児20名。土曜は小学生24名。待機がいる。指導員4人、大学生がバイトで3名。10名を7人でみている。ゲーム的なこと、そろばん、調理実習などもしている。9時から4時半まで。内容は①日常生活における基本動作の指導及び助言 ②集団生活への適応への訓練 ③戸外訓練 ④心理的側面からの必要な指導及び助言 ⑤保護者に対する療育上の指導及び助言 ⑥身体機能の確立を促す指導 を行っている。12歳までは居宅支援費で利用できるが、中学校や高校になって行くところがない、という相談が多い。普通学級に行つて、ADHDの相談や、就学後の相談はどこにいったらいいかという問い合わせが多い。(かしの木園) 1日30名。夏祭り等イベント時は50名。現在69名在籍。指導員3名の幼稚園からの出向2人。保育士については、今年から1名橿原市から出向。幼稚園と保育園の交流があることで、先生同士の人間関係も広がり、橿原市の子どもの現状を把握できている。かしの木園の特徴は、個人指導で、それぞれのこどもの発達に応じた指導を重視している。職員6名で、1日10〜15名個人指導している。かしの木園はほとんど幼稚園や保育園にも通っている。集団性や社会性といったものは幼稚園や保育園で、個

別の問者はかしの木園で補っているのが実状。音楽療法を月1回、3部に分けて指導。橿原市でかしの木園はあるので、就学指導に係る連携はできている。小学校入学後の連携を深めていくことが課題。問題点は、小学校入学後の受入をしていないので、その辺りが課題。

(中課長補佐) 発達障害の特別な指導方法が確立はしていないのでしょうか。

(かしの木園) ADHD等障害に対応した指導の確立はしていないが、リハセンの金廣先生の診断を受けてからその子の特性にあった個人指導はしている。

(中課長補佐) どういうルートで来られるのか

(かしの木園) かしの木園では、保健センターや金廣先生、こども家庭相談センターからの紹介。

(杉の子学級) 保健センターからリハセンへの紹介状を書いてもらってから、児童福祉課で手続をしてもらっている。杉の子はボランティアが多く来てくれているので助かっている。

(中課長補佐) 保健センターの話で、学校へ行く時に、保健センターとの関わりが途切れるという話が出ていたが。

(中央こども家庭相談センター) 就学指導委員に加わっている市町村もある。保健センターから情報が伝わるのであればそれでいい。1歳半でどうやって発達障

害がわかるのか。知的障害がない方でも支援費で対応しているのか。

(ひまわり園) 保護者ともどもが体験にきた後で、市の社会福祉課で手続をとられる。市の方で支給決定される。

(五條市) 発達障害の疑いに関しては、アスペルガーとかADHDとかLDなどを明確に判断し、診断名がつくまで待つのではなく、早く発見して、その子の特性を知って対処することが大事と考えている。

(大和郡山市) 郡山市もそうです。

(五條市) 最初と症状が変わることもあるので、それでもいいと考えている。(中央こども家庭相談センター) 判定はうちでもできない。疑いの有無についても判断しかねる時があるので、1歳半程度でどういう線引きをしているのか。

(自閉症協会) 私が配った資料に保健師さんにアンケート調査してみたが、結果その診断は難しい。4, 5ページに調査項目が記載されている。センターは職員や一般に対する研修を行ってほしい。奈良県内に専門的に感覚統合とかTEACCHをしている機関はない。センターでは自閉症等の発達障害に焦点を合わせ



た指導を実践してほしい。

(教育研究所) 就学指導委員会のことで、教育研究所は奈良県教育委員会の一部。H13〜15まで就学に関する巡回教育相談指導を市町村の教育委員会と一緒にフォローしていたが、地方分権とか21世紀の在り方という答申がでたことで、市町村就学指導委員会については、市町村教育委員会に一切任せられている。ただ、残念なのは、市町村の保健センターで保育の情報などがあるにもかかわらず、就学にあたって、その間取りができておらず、就学指導委員会にあらがらず、小学校に入ってから、その対応に苦慮することももある。市町村によつて差があるが、橿原市はうまく機能していて、医師や保健センター、療育教室など色々な機関の方が入って関わりを持っている、理想的な体制である。教育研究所は教育相談も受けていて、発達障害の相談は188件と一番多くを受けていると思われる。広汎性発達障害の疑いとなっている場合もあり、個性と捉えられることもあり、その対応は苦慮している。

(中課長補佐) スクリーニングがかからず小学校に来ることもあると思うが、

の辺りの学校の現状はどうか。

(平尾教諭) スクリーニングがかからず学校に入られた場合は、担任の気づきしかないもので、情報の一本化は必要。学校における一般教諭の対する研修が必要。障害の特性を知った上での注意・指示の与え方になってくるので、学校全体として校長先生の意識改革というのにも必要に思う。

(中課長補佐) 教育委員会でも特別支援教育に力を入れているのでは。

(平尾教諭) 障害の範囲は拡大されて発達障害の研修は増えているが、職員の入れ替わりがあり、研修を受けている人っていない人で差があるので、職員皆同じレベルという訳ではない。

(教育研究所) 教育研究所は教員の研修がメイン。校長、教頭の研修もしている。今年、自閉症の講座は300名定員で450名の応募があったがリピーターが多い。個人差がある。また、市町村の格差もある。この点をどう解消していくかが重要。

(ADHDの会) 途切れ途切れの支援になっている。センターはそれを集約することが必要。親が気づいた時、どこで何ができるのか、振り分けをしてもらう。センターは一生涯に渡って必要な支援を提示してもらえらる場であるべき。障害の名前がどうというのではない。

(高機能自閉症の会) 母親をサポートしてほしい。情報の本化がなされた上で、専門的支援を行ってもらいたい。
(自閉症協会) 個別支援計画書を作ることでできるのではないか。

(教育研究所) ある国立療養所では母子手帳の延長のようなものを作成して、保護者に開示している。

(LD親の会) 早期発見が大事。私のことも中学校1年でわかった。小学校の先生の教育研修をしてほしい。

(松頼荘) 今までのお話を聞いていて、発達障害者に対する支援を医療機関でどこまでできるのか。診断する医師側が早期発見してサポートまでできるか難しい。松頼荘は精神科主体の病院。動く重症児や行動障害、パニック障害の方が来られているが、親としては松頼荘では何をしているのかという目で見ていて、そんな中で発達障害支援センターをどう軌道にのせていくのか、考えていきたい。

(高機能自閉症の会) 重度の知的障害の方は手帳がもらえて、支援を受けられる。(中課長補佐) 手帳あるなしに関わらず、教育も今その指導について考えている。また就労についてもその支援を検討しているところ。

(ADHDの会) 親としては今までの不信心は消せない。これからは前向きな発言でお願いしたい。松籾荘さんは強度

行動障害の方などを対応されているが、二次障害、パニック障害をおこされた場合の支援は必要になってくる。プラスの見方をしてそういう人をどう支援していくかが重要。

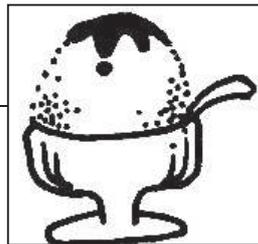
(五候市保健福祉センター) センターでどこまでやってもらえるのか。どこまでというのを目標がある程度決めておいた方がよいのではないか。

(中課長補佐) 事業計画を作っていかなければいけない。奈良県のセンターで何をするか、特色をみつけないかと思うので、現在検討中。

(ADHDの会) 目標を定めることは大事。将来的にどうあるのが理想的かを私なりに考えると、北部、中部、南部の学校の空き教室を利用してセンターの支部的なものを設置する。そこで支援センターなるもの、支援できるスペースができる。費用的な問題はあってもいいが。

(自閉症協会) 私たちは、こども病院という総合的な機能を持ったものを提案していたが。

(高機能自閉症の会) センターが指導して、経験豊富な学校の先生を地域にいてもらう。その人を核として支援してもらう。センター設置後、一から専門家を養成することはない。



(中課長補佐) 今の話は、養護学校が核となって地域の各学校に広がっていくという特別支援教育の体制になるのでは。(教育研究所) 高機能自閉症アスカさんの話は、教育サイドの話。特別支援教育コーディネーター指導員が50人いて、その指導員がコーディネーターを養成していく。このコーディネーターと支援センターの繋がりが今はまだ見えていないところ。地域の資源をリストアップして相談マップを作ることも考えられる。

(自閉症協会) 支援センターが教育現場に出向くということもできる。現在、手帳がないと支援を受けられないのが現状なので、奈良県の特徴として自分で手帳を作ってもらえないか。

(中課長補佐) 今、支援センターで何ができるといことを答えることはできない。各機関で今困っていることに係るアイデアを出していただいて、その課題について一緒に協力をしていきたい。

(手をつなぐ育成会) 支援センターは直接支援ができないなら、調整する機能としての機関になるのか。どういう人材を置くのかを考えなければいけない。(中課長補佐) 色々貴重な意見ありがとうございます。今回の分科会の意見を検討会

議に反映させていきたい。次回は9月頃にお願したい。(寺田課長) 貴重な意見をありがとうございます。今後ともよろしくお願います。

★奈良県発達障害者支援センター 運営検討会議第1回生活・就労分 科会会議要旨

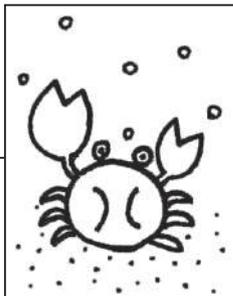
H17. 6. 16

- (1) 開会 (2) 寺田障害福祉課長あいさつ
- (3) 出席者自己紹介
- (4) 議題

① 発達障害者支援センターの運営について

(中課長補佐) 発達障害者支援センターの運営ということで説明(資料1〜4)資料1: 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の実施について、厚生労働省からの運営要綱。昨年までに設置されたセンターは20ヶ所。実施主体: 奈良県(なお、都道府県はセンターの行う事業の全部又は一部について、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設を経営する地方公共団体、民法第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人に委託することができる。)本県では、直営ではなく施設(仔鹿園)に委託予定。利用対象者: 従来の要綱では、自閉症(知的障害を伴わない自閉症(高機能自閉症)を含む)、アスペルガー症候群、レット症候群等の特異な発達障害を有する障害児(者)及びその家族と定められていたが、これが、資料2において、発達障害者支援法は昨年

12月に成立された。この法律の第2条に、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発見するものとして政令で定めるものと法律で定められた。発達障害者支援センター: 法の第3章第14条で位置づけられている。資料3: 法律の施行について、厚生労働省と文部科学省が連名で通知された。このことから、発達障害者の支援については、福祉と教育が協働で取組んでいくことがうかがえる。業務: (1)に相談支援、(2)に療育支援、(3)に就労支援、(4)に普及啓発及び研修の大きな柱としては、この4つ。職員の配置: センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員は常勤の着でなければならない。①に相談支援を担当する職員が必要ということで、社会福祉士これは要綱上は人数は書かれていませんが、国の方の審査であったり、予算の積算をみますと、相談支援を担当する職員は1名。②に療育支援を担当する職員は2名。③に就労支援を担当する職員は1名。改めて、センターの職員について、国の要綱等から考えると4名の配置になる。センターの運営は4名、業務が幅広いラ



イフサイクルにおいても幼児から大人までということ、対象が非常に広いので、全てがセンターで完結できるものではないと考える。センターの設備: 大きな建物が必要というのではなく、相談室・療育指導室、事務室、便所、その他必要な設備ということで、軽い縛りがかかっているだけ。これは、センターを附置した施設で使っているところで、使えるところは使ってもいいということになる。発達障害者支援センターの委託先について

発達障害者の方には、早期発見・早期療育が重要であるので、療育部門でノウハウを蓄積して

いる、また、小さい段階で発見した後のフォローが大切ということもあるので、そうした分野で実績のある仔鹿園さんに業務をお願いする。②関係機関における発達障害者に対する就労支援のあり方について 今日

は、就労・雇用関係機関の方にお集まりいただいているので、どのような支援を行っているかお聞きしたい。(奈良労働局)法律では、障害者雇用促進法で身体的、精神障害の方が対象。しかし、ハローワークでは、3障害だけでなく、広く職業紹介をしている。今までは、ハローワークにおいて身体、知的、精神、それ以外で統計を取っており、発達障害者の

方の統計は取っていない。これからは、発達障害の方がどれだけ来られるか統計も取っていきたい。ハローワークは職業紹介を行うにあたって、企業に対して色々支援がある。会社に支払う助成金であるとか、県で行う職場適応訓練などがある。今のところ、ほとんど3障害の方の支援であり、発達障害の方の支援はごく一部である。

(中課長補佐) 発達障害者の支援はごく一部ということだが、例えばどういうものか。

(奈良労働局) トライアル雇用といって、3ヶ月間企業で様子をみてから、本採用する。これについては、全ての障害者が対象。

(職業安定所) 窓口では、発達障害の方も対象に職業紹介している。また、窓口の職員は発達障害者の方の理解が必要になるので、職員の研修も行っている。発達障害の方も最近来られるようになった。

(中課長補佐) ハローワークに来られる方はどこからの紹介で来られるのか。(職業安定所) 紹介もあれば、個人で来られることもある。

(中課長補佐) 離職者等同じ人が繰り返し来られるのか。(職業安定所) それは、障害がある、な

はどうでしょうか。

(職業センター) 職業センターの利用者の7〜8割が知的障害者。手帳を持たない方、幼少時にアスペルガー症候群、ADHD、LDの診断を受けたという方が増えつつある。ただ、どこで、どういうように診断を受けてきたかという点で違いがあるため統計がとりにくい。また、小さい頃受けた診断と今の状態がずれている。私たちが就労の支援をしていく上で、その見極めに専門家の援助が必要である。

(自閉症協会) いづろから増えているか。

(職業センター) 正確にはわかりませんが、4、5年前くらい。

(中課長補佐) 職業センターでどういう支援をしているのか。

(職業センター) 支援の方法は、個別支援になってくる。発達障害の方は個々の特性に合わせた支援が必要。センターでは、就業準備性を高めていく支援と職場での適応性を高める支援の2本柱で支援している。

(中課長補佐) 職業センターの支援内容は？

(職業センター) 就職したい人が今どういう問題を抱えているかの職業相談をしている。どういう課題があって、どういう支援が必要か、ワークトレーニングを受けてもらいながら、力をつけてもらう。

一定期間の力を蓄えられたら、職業紹介をする。受け入れ先が見つければ、ジョブコーチ支援をしている。

(中課長補佐) ジョブコーチが有効と考えられるが、今現在何人いるのか。

(職業センター) センター職員で4人、福祉法人など7人の計11名。

(中課長補佐) 雇用促進協会さんはどうでしょう。

(雇用促進協会) 昭和49年設立。16年4月1日現在、県内の中小企業360社の事業所に協力してもらっている。業務としては、①障害者雇用啓発、

②障害者の職域拡大のための事業、③障害者雇用管理の改善に関する事業、④雇

用納付金の受理ということ

で、障害者の方で、企業に就職されてからの支援になる。

障害者雇用法で決まっている法定雇用量に従って、300人以上雇用しているところで、①雇用率を下

回っているところには、納付金を納付してもらおう。②雇用率の以上の雇用をして

いるところについては、支援する意味で調整金を支払う。③300人以下で多くの雇用されているところに報奨金の支給。

④各種助成金・助成金として、重度の方は介助助成金・重度、通勤用の助成

金・施設整備の助成金(ADHDの会)

雇用促進協会さんに聞きたい。協会に



入っている事業所は奈良県内だけか。(雇用促進協会) そうです。

(手をつなぐ育成会) 労働局と職安で知的障害と別に発達障害を分けて統計をとるということでしたが、発達障害者の中に知的障害は含まれると思うので、図式とか表現とか今後の課題になるが、発達障害者支援センターについては、この点は基本なので先に言わせていただく。

(自閉症協会) 身体・知的・精神・プラ

ス発達障害という区分で考えているよう

ですが、3障害と重なっている場合もある

ので、従来の3障害に加えて

というのはいかがでしょうか。

(中課長補佐) その辺りは、厚生労働省側の統計や制度の現状の中で、3障害の区分はあるのが実状。

(ADHDの会) 私が就労で

望んでいることは、見た目で障害と分からない人間でも障害があつて、こういうところが苦手できないというようなことを企業に対して周知してもらいたい。現時点の社会ではなかなか理解が得られず、受け入れられない。という例が結構ある。関係機関の方々にとことんまで理解していただきたい。

(知的障害者施設協会) 3障害を分けてしまふのではなく、支援法を絡みもある

ので、ニーズの問題にもなるので、手帳の有無ではなく障害の一本化をする必要

がある。もし、発達障害を3障害に分けるのであれば、ニーズ的には、知的障害者への支援になってくる。今後、自立支援法における新制度では、審査会を通らないと支援を受けられない。審査会で個人の訓練等支援等給付が必要かを第1判定する。その個人のニーズで訓練の必要の可否の判断することが大事。さらに、第2次審査を通れば、介護給付も受けられる。発達障害者が受けられるのは、療育支援。就労支援になる。

(LD親の会) LDでも知的など重複している。一つの括りで考えるのではなく、個別に対応していく必要がある。特に就労はどういう就労が向いているのかを見極める必要がある。LDは千差万別で色々なタイプがあるのでLDはこういうものだという定型なものはない。個々の支援をしていけるよう考えてほしい。

(教育研究所) 早期発見・療育と就労・生活分科会両方のメンバーに入っていて

思うことは、教育がその真ん中になければいけないことを実感している。こ

もがどういふところが弱くて、どういふ

ことが必要なのかクリアにしていかなければならない。それに応じたサービスと

いうことになる、大人がきちんと分

かかっていなければならぬ。発達障害は

アンバランスさがある。このような時、

通常の学級でどうしていかを考えると

てはならない。毎日の積み重ねが将来的

につながる。子供達の見る目を大人は養っていかねければならない。また、相談ということが非常に大事。ICFという本があるが、LD、ADHDというのではなく、どこに障害があるのか、社会で参加していく上での、その人に合ったサービスをしていくことが必要。教育研究所でも乳幼児期から就労までの一貫した相談体制に努めている。市町村教育委員会を含めて教育委員会では、その繋ぎ役、パイプ役をしていく必要がある。相談担当者によって、見る目が違つてはいけな

い。
 (自閉症協会) 私は知的障害授産施設に
 いるが、授産所には見た目が普通で企業
 に就職したいが行けないという人がい
 る。分科会は2回の開催で、具体的な解
 決策には至らないかもしれないが、まず、
 パッケージが必要。職業センターだけで
 できる問題ではない。大企業で障害者だ
 けを雇っている部署もある。そういう受
 入場所、パッケージが必要。支援センター
 では、就労担当機関に渡すというだけで
 はなく、就労をしているところに関係機
 関等と協議しながら編み出していくよう
 な役割ができないか。
 (知的障害者施設協会) 支援センターの
 就労人員は1名だけでは少ないのではな
 いか。
 (自閉症協会) 療育については実績のあ

る仔鹿園さんということでもいいが、就労
 は大きな課題であるので、センター設置
 後もこのような関係機関と親の会が集ま
 る機会をもつていけないか。

(中課長補佐) センター設置までは分科
 会は2回であるが、実際には、センター
 は4人だけではできない。関係機関との
 連携が必要であり、センター自身も皆さ
 んの意見を聞きながらでないと解決でき
 ないこともあると思うので、センター設
 置後も会議はセンター主催か県主催かわ
 かりませんが開催する予定。人数が予算
 等のこともあるので、増やせるとは言え
 ない。榊原理事長の自立支援法のことを
 言っておられました、まだ最終的に決
 まってないので、新しい制度と発達障害
 者支援との関わりは見えていきたい。

(手をつなぐ育成会) 自立支援法はまだ
 定かではないが、発達障害者の支援が先
 行するようにならないか危惧している
 ところ。発達障害者支援法が設立されて
 からパブリックコメントの公募があった
 と思うがその情報を次の機会にお願いし
 たい。

(知的障害者施設協会) 3障害を分けて
 考えるところに對して、今後のもし
 新制度が施行された時、障害別で分けれ
 るとは限らないので話しただけ。
 (中課長補佐) 入口のところで障害をわ
 けるつもりはない。個人に對しどうして

いったらいいかが大切である。ただ、今
 現在、色んなサービスの中で3障害に分
 けられているのが現状。

(作業所・通所授産施設連絡協議会) 最
 近、療育手帳を持っていない発達障害者
 で、企業に就職したいという人がいる。
 そういった困っている方に対しては、セ
 ンターを中心としたネットワーク的に各
 機能が働けるようにした方がよい。

(自閉症協会) 養護学校を卒業してから
 企業への就労は困難で福祉的就労にとど
 まっている。奈良県は一般就労の場を増
 やして頑張ることを目指してほしい。
 (中課長補佐) 高等養護学校の進路等に
 ついて何かありますか。

(辻教諭) 高等養護は知的障害の学校で
 すが、企業に就職した場合、事業主は障
 害に理解を示してくれるが、従業員に伝
 えていくことが必要。わかりやすい言葉
 で説明してもらおうよう従業員に伝えては
 いるが、言葉では伝わりにくいので、学
 校の指導としては、その職場でうまく
 やっていくために、3年生になったら5
 ～6週間実習を通して、受入側の関係作
 りを行っている。また、最近1日2時間
 などパートの取ってもらっているところ
 もある。学校で問題になつているのは、
 就労して2年間はアフターケアとい
 うことで、支援しているが、その後は何
 か問題が起こった時に職場から連絡をも

らつているが、何も連絡がない時の方が
 手に負えない状態になつてることがある
 ので、その辺りは手厚く満遍なく支援し
 ていく必要がある。

(自閉症協会) 高等養護学校の就職の状
 況は？

(辻教諭) 昨年30名卒業して、一般就労
 で20名、他は福祉的就労が専門学校。

(教育研究所) 個別支援計画をどうして
 いくかという問題がある。就学前の情報
 をどういうように学校に伝えるか、また、
 就学後の学校の情報をどう送っていくか
 の移行計画を作っている。共通した視点
 で見られないと計画を作っても意味がな
 くなる。移行計画の受け入れ側の理解を
 支援センターが間に入って擦り合わせを
 してもらおう役割を担ってもらえたら、移
 行計画が活きてくる。

(LD親の会) 今、支援がぶつぎりになつ
 ているので、親がその都度走り回ってい
 る。支援センターではそのぶつ切りを繋
 ぎ合わせてもらいたい。

(中課長補佐) 前の療育分科会でも繋ぎ
 というのはポイントになつてきた。繋ぐ
 というのもどうしていかか難しい。どう
 いう部門でセンターが関わったらうまく
 繋いでいけるのがポイントになる。就
 業生活支援センターの方
 はどうなんでしょうか。

(コンパス) ウィーズさんは一昨年から、

コンパスは昨年から事業しているが、7箇所の生活支援センターと連携を取りながら、生活と就労を一緒に活動している。最近多いのが、何かしたいけどどこに行ったらいいかわからない。というような人が来る。話をしているうちに、企業就労ではなく、生活支援が必要な方については生活支援センターに繋いでいる。その後、リズムができて社会性、集団性、生活性が身につけてきたら、こちらで就職支援をしている。相談者の中には「どこに行ったらいいかわからないから来た」という人や家族もいる。就職後のフォローも家族でしているため、家族のしんどさなどの相談もあったが、自信をもって進められる支援先がなかった中で、支援センターはそのような方の理解をしてもらえる場として期待している。就業センターとも連携を取りながらやっているが、ワークトレーニングは1週間と短いので、課題がはつきりして、言葉ではなく、視覚で伝えることができても、すぐに就職には繋がらない。ワークトレーニングを終えた後に、福祉的就労から企業に繋ぐ前に中間的トレーニングが必要。現在、行き場のない方はハローワークに待機している。就業・生活支援センターはコーディネートが仕事なので、全ては完結しない。関係機関同士一緒に連携して協力していきたい。

(ADHDの会) 本人はLD、ADHDと

いう障害を理解はしているが、障害者と付いている施設などは行きにくい。例えばネーミング一つでも、誰でもが行きやすい、場所であってほしい。

(LD親の会) 障害をもっているということとで心に傷があるが、それをすぐに言えない。言うまでの間、一人で悩みを抱え込んでいる。就職しても離職を繰り返して、同じ傷を何回も負うことで、二次障害を起す可能性がある。センターはカウンセリングが必要なので、一人では無理ではないか。

(ADHDの会) 幼、小、中、高校の連携がとれていない。就労は一人では無理だと思う。今まで、そういう支援がなかったのだから、基準で一人とあるが、最低プラス一人は必要。軽度発達障害のこともは感情を理解できないところがあるので、支援センターではその辺りのフォローをしてもらいたい。

(教育研究所) 教育研究所では相談を受けているが、今まで高校の教育相談はなかったが、枠を広げていかなければならない。義務の段階では特別支援教育コーディネーターを配置して進めている。高校の働きかけが少ない。本人の覚悟の問題、セルフエスティーム、弱いところを知って、自分はこれならできるといふことを知った上で進路があると思わなければならない。

(中課長補佐) 次回は今日の話と合わせて、検討会議もその間に開催されますので、課題を整理した上で開催したい。次回もよろしくお願ひします。

(課長) 長時間貴重な意見をありがとうございました。一人一人色々な特性をもっているということで、早期発見から就労まで一貫した体制支援について、ご指摘いただいた。これだけの機関が集まるということは非常に重要な機会なので、今後ともよろしくお願ひします。



編集後記

残暑お見舞い申し上げます！

ホワイトバンドプロジェクトをご存じでしょうか。3秒に1人、子どもが貧困から死んでいます。食べ物がない、水が汚い、そんなことで。この状況を変えるには、お金ではなく、あなたの声が必要です。貧困をなくそう、という声を表すプロジェクトです。世界同時進行プロジェクトです。ホームページ見ませんか？！詳しくは、HPまで・・<http://ssu.cocolog-nifty.com/whiteband/>



事務局から

★8月4日(木)に第2回の奈良県発達障害者支援センター運営検討会議がありました。この会議で配布された資料は次の通りです。1) 会議次第2) 資料・資料No.1 第1回早期発見・療育分科会及び生活・就労分科会に於ける意見等・資料No.2 発達障害者支援体表・資料No.3 発達障害者に対する支援体制(図)・資料No.4 発達障害者支援センター運営事業の実施について 更生労働者社会・援護局障害保健福祉部・資料No.5 「発達障害者支援施策」に対するご意見募集(パブリックコメント)に寄せられた主なご意見・資料No.6 第1回奈良県発達障害者支援センター運営会議・議事録

○会議に出席しての感想

・当初、この支援センターは、自閉症・・・というだけで、対象者が限られていました。しかし、発達障害者を対象にしたセンターに変わったことで、支援対象者が、非常に大きくなった。にも係らず支援センターの予算・職員数は、当初と何も変わっていない。⇒支援センターのサービス水準が低下する。

・今回、第1回目の分科会の内容を踏まえ、奈良県の発達障害者支援センターの体制表(機能)、同体制図が提示されたが、この内容は、国が示している、支援センターの業務を表と図に示された域を全く出していない。⇒支援センターに求めるものを、我々

は、もつと、色々な機会を捕まえて、県に言うていく必要がある。今回の資料を参考にしてください。

・奈良県での支援センターは何を特徴にすべきか、一つは、既に立ち上がっている支援センターを参考に、良い点を取り入れたセンターに持つていく。次に、予算・資源が制約される中で、特に何が必要か、先行(優先)させるべきかを真剣に考える。県としては、4つの大きな柱とっているが、その中には、権利擁護にかんする事項が表面に出てきていない(基本的なことであるので取り入れられるようにしたい)。

・センターの成否は、何を言っても、優秀な人材・熱心な人材にかかっていると思う。優秀な人材が確保できると、いろいろな施策を提言する。等々について、自閉症協会奈良県支部内でもつと議論すべきだと思えます。

まだ、まだ、第二回の分科会、第3回の運営検討会があります。良い案がまとも可能と思います。会議で出たよい意見について(建設的な意見)私が、良いと思つた意見は、次の2点でした。

① センターは、関係機関との連携が必要である。個々の支援に直接係ることは大切であるが、対象が広く、個々に係つてい相談等についても非常に待ちがでる恐れがある。センターは、コーディネータとして活動を中心に考える必要がある。⇒優秀な人材が必要(私が思うには、優秀な人材とは、



例えば、センターが関係機関と連携し、コーディネータになるには、職員は、熱意と経験の豊かさが必要になる。個別支援計画を作る支援に当たるとは、広い観察力・深い分析力・先を見越す洞察力が必要であり、かつ計画書を作る意なれていることも重要である。あるいは、計画書無しで指導にあつたつてい場合などにおいては、計画書の持つ意義等をきつちりと説明でき、理解と納得を促せる力量も問われる。このような、技量の持ち主が一つのイメージです。

② センター設立までに、今から何をすべきかと言うと、関係機関、施設当にに関する情報(何処にどんな施設があり、どんなことがなされているか、センターが業務を開始するときにはじめていたので、遅すぎる)の収集活動をして、整理することが重要だ。⇒相談支援等では、そのような情報はないのでは

以上です。皆さん、良いセンターの建設を目指して、頑張りましょう。(副支部長 田中勲)

★H17 8月8日、参議院本会議の直後に厚生労働委員会の理事懇談会が開催され、この場で自民党より『障害者自立支援法案』については、衆議院の解散が決定的となつたことで廃案としたい旨の発言があり、野党側はこれを了承し、『障害者自立支援法案』は、事実上廃案となりました。

★第7回日本自閉症協会奈良県支部顕彰事業 自閉症支援実践賞 作品募集 締め切り10月31日

応募資格：自閉症児者の幸せを願う、施設・作業所職員、教員、地域での援助者、芸術部門で障害児者に対し指導・支援しておられる方などの関係者全て。

募集内容：いとしご賞：療育、教育、福祉部門 A4 40×30行5枚〜10枚
かがやき賞：芸術部門 同上と作品の写真等数点

問い合わせ 協会顕彰事業係 03-3545-3380 E-mail:asj@autism.or.jp

★ハルヤンネさんの講演会・研修会情報
発達障害児療育セミナー(三重・名張市)
日時：平成17年8月27日(土) 13:30〜16:00

会場：美旗市民センター・多目的ホール
名張市美旗西原229-3

受講料：1,000円
問い合わせ先(発達障害セミナー実行委員会事務局)
地域生活支援センター「ばれっと」(社会福祉法人 名張育成会)

TEL 0595-67-0088
FAX 0595-65-8210

名張市は、奈良県にも近いですね。もし、行動範囲内なら、どうぞ、お越しくださいませ。とのこと。